

旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 最低制限価格を設ける建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、予定価格が130万円を超える建設工事（旭川市建設工事等低入札価格調査要領（以下「低入札調査要領」という。）第2条（対象工事等）に規定するものを除く。）の請負契約並びに予定価格が50万円を超える測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 最低制限価格を設ける場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、低入札調査要領第3条（調査基準価格の設定）の規定に準じて設定するものとする。

(調査基準価格の記載)

第4条 対象工事等に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(有効な入札)

第6条 この要領において、「有効な入札」とは、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 条件付き一般競争入札に付する建設工事等ごとに定める入札参加資格のない者がした入札
- (3) 開札までの間に前2号の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- (4) 旭川市契約事務取扱規則（昭和49年規則第13号）第10条に該当し、無効とした入札
- (5) 設計金額を事前公表した建設工事等において、その金額よりも高い金額でした入札
- (6) その他建設工事等ごとに定めた入札の無効に関する事項に該当し、無効とした入札

(最低制限価格の算定方法)

第7条 最低制限価格の算定において、次の各号のいずれかに該当する場合は、調査基準価格を最低制限価格とする。

- (1) 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が2千5百万円未満の建設工事であるとき。
 - (2) 有効な入札の最低の価格が調査基準価格以上であるとき。
 - (3) 有効な入札をした者が1者又は2者であるとき。
- 2 前項第1号の場合を除き、有効な入札をした者が3者以上いる場合において有効な入札の最低の価格が調査基準価格を下回るときは、当該入札における有効な入札について、その平均額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を求め、その額に100分の98を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を当該入札における最低制限価格とする。ただし、この最低制限価格が調査基準価格を上回った場合は、調査基準価格をもって最低制限価格とする。
- 3 前項の場合において、求めた平均額の2分の1の額に満たない有効な入札があるときは、その有効な入札を除いて平均額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を求め、その額に100分の98を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を当該入札における最低制限価格とする。ただし、この最低制限価格が調査基準価格を上回った場合は、調査基準価格をもって最低制限価格とする。

(入札の執行)

第8条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札者を落札者としなざることとする。この場合、当該入札者は落札者としなざ旨を告げるものとする。

- 2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、この者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(監督体制の強化等)

第9条 調査基準価格を下回って建設工事等の契約を締結したときは、低入札調査要領第12条（監督体制の強化等）の規定に準じた措置をとるものとする。

(委任)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年5月25日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附 則

1 この要領は、平成21年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）
附 則

1 この要領は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）
附 則

この要領は、平成23年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要領による改正後の旭川市最低制限価格制度実施試行要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年2月27日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要領による改正後の旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成28年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要領による改正後の旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。